

北名古屋市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和4年3月15日

北名古屋市監査委員 大 野 真 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

4 北 防 第 4 3 号

令和 4 年 3 月 1 0 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 4 年 1 月 2 8 日付け 4 北監第 5 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜防災交通課＞

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

ア 防犯灯修繕について、作業報告書に業者名を記入するよう業者に指導すること。また検査確認の記録を残すこと。

イ 防犯カメラの点検及び清掃の結果について、報告書を受領すること。

(2) その他

交通指導員の身分証明書について、北名古屋市交通指導員就業規則の規定どおり作成すること。

2 【措置状況】

(1)の ア 指摘事項については、業者に指導するとともに、検査確認の記録を残します。

(1)の イ 指摘事項については、今後、報告書を受領します。

(2) 指摘事項については、規則の一部改正をし、身分証明書の携帯を削除します。

3 【監査委員意見】

(1) カーブミラーや標識等の交通安全施設に損害を与えた加害者が修繕する場合、市はその修繕に不備が生じないよう当該施設の安全確保のため、業者等と十分な協議を行い、実施した工事に関する記録等を残していただきたい。

(2) 支払事務において、支払金額の変更期日を失念している事案があったため、期日管理に遺漏のない体制や仕組みを整えていただきたい。

4 【措置状況】

(1) 加害者側で修繕を行う場合、修繕に不備が生じないよう、十分な協議を行い、施工管理の徹底と報告書の提出を求め、実施した工事に関する記録等を残します。

(2) 期日管理について遺漏のないように、庁内グループウェアを活用し、課員全員で期日確認ができる環境を整えます。